マルナカまんのう店（№1568）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第２項の規定による届出があったので、同条第３項において準用する法第５条第３項の規定により、次のとおり公告する。

令和８年11月25日　香川県知事　池田　豊人

１　届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名　称　株式会社フジ 住　所　愛媛県松山市宮西一丁目２番１号
大規模小売店舗の名称及び所在地	名　称　マルナカまんのう店 所在地　仲多度郡まんのう町大字吉野下字林1148番１　外
変更した事項	（１）大規模小売店舗の店舗面積の合計 【変更前】2,257㎡ 【変更後】2,553㎡ （２）大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 ①駐車場の位置及び収容台数 【変更前】 位　　置：図面３－１（１）建物配置図兼1階平面図(変更前) 図面３－１（２）建物配置図兼2階平面図(変更前) 収容台数：156台（２箇所） 【変更後】 位　　置：図面３－２　建物配置図（変更後） 収容台数：122台（２箇所） ②駐輪場の位置及び収容台数 【変更前】 位　　置：図面３－１（１）建物配置図兼1階平面図(変更前) 収容台数：65台（１箇所） 【変更後】 位　　置：図面３－２　建物配置図（変更後） 収容台数：76台（４箇所） ③荷さばき施設の位置及び面積 【変更前】 位　　置：図面３－１（１）建物配置図兼1階平面図(変更前) 面　　積：203.0㎡（１箇所） 【変更後】 位　　置：図面３－２　建物配置図（変更後） 面　　積：586.0㎡（３箇所） ④廃棄物等の保管施設の位置及び面積 【変更前】 位　　置：図面３－１（１）建物配置図兼1階平面図(変更前) 容　　量：33.8㎥（１箇所） 【変更後】 位　　置：図面３－２　建物配置図（変更後） 容　　量：43.02㎥（２箇所） （３）大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 ①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 【変更前】 午前７時から午後12時 【変更後】

小売業者	開店時刻及び閉店時刻
株式会社フジ	午前０時から午後12時まで（24時間）
その他テナント	午前９時から午後10時まで

②来客が駐車場を利用することができる時間帯
【変更前】
午前６時40分から翌午前０時20分

	【変更後】 24 時間 ③駐車場の自動車の出入口の数及び位置 【変更前】 位　　置：図面３－１（１）建物配置図兼1階平面図(変更前) 図面３－１（２）建物配置図兼2階平面図(変更前) 箇 所 数：３箇所 【変更後】 位　　置：図面３－２　建物配置図（変更後） 箇 所 数：４箇所 ④荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 【変更前】 午前６時から午後 10 時まで 【変更後】 荷さばき施設１・２：午前６時から午後 10 時まで 荷さばき施設３　　：午後 10 時から翌午前６時まで
変更の年月日	令和９年７月 18 日
変更する理由	県道 200 号・県道 190 号交差点改良事業に伴う既存建物の取り壊し、建替えのため

２　届出年月日　　令和８年 11 月 17 日

３　届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間
縦覧場所：　香川県商工労働部経営支援課　及び　まんのう町地域振興課
縦覧期間：　令和８年 11 月 25 日から令和９年３月 25 日まで

４　意見書の提出
法第８条第２項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（令和９年３月 25 日）に次の提出先に提出することができる。
なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及びまんのう町地域振興課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目
ア　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イ　事業者にあっては、その事業の種類及び沿革
ウ　意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
エ　意見の内容

提出先
〒760-8570　高松市番町四丁目１番 10 号
香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ